

○柏原市バリアフリー基本構想協議会条例

平成 29 年 6 月 30 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、柏原市バリアフリー基本構想協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 関係する施設の設置管理者
- (2) 大阪府公安委員会の代表者
- (3) 基本構想に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (4) 高齢者団体の代表者
- (5) 障害者団体の代表者
- (6) 都市整備、公共交通、福祉等について識見を有する者
- (7) 地域住民の代表者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 市の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若し

くは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、道路整備主管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。